

平成27年3月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成27年3月19日（木曜日）15時03分～17時23分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員
（事務局）社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事
毛利係長 植松係長 牛島係長 寺田主査

○議事事項

1 平成27年3月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成27年4月1日の組織改正等に伴う一部改正
(施行日 平成27年4月1日)

(改正内容)

<知事部局>

○職の新設

部 局	職	任用等級	内 容
統括本部	さが創生企画監	課長級	新設
食肉衛生検査所	副所長	課長級	新設

○職の改廃

部 局	職	任用等級	内 容
農林水産商工本部 杵藤農林事務所	農林調整監	課長級	廃止
県土づくり本部 東部及び杵藤土木事務所	土木調整監	課長級	廃止
首都圏営業本部	副本部長（甲） 副本部長	副本部長級 課長級	廃止 副本部長級（甲）の廃止 により「(乙)」を削除

○任用等級の変更

部 局	職	任用等級	内 容
畜産試験場	場長	副本部長級	課長級から副本部長級への変更
地域生活リハビリセンター	副所長	課長級	副課長級から課長級への変更

<教育委員会>

○職の新設

部 局	職	任用等級	内 容
県立学校	事務主任	係長級	新設
小学校 中学校	事務主任	係長級	新設

3 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成 27 年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴い、級別職務区分表の一部を改正する。

(適用年月日 平成27年 4 月 1 日)

(改正内容)

(1) 行政職給料表級別職務区分表

部 局		職 名	級	備考	
知事	統括本部		さが創生企画監 (追加)	課長級	
	健康福祉本部	地域生活リハビリセンター	副所長 (変更)	4 級 ⇒ 6 級 副課長級 ⇒ 課長級	
	農林水産商工本部	農林事務所	農林調整監 (削除)	6 級・7 級 ⇒ 削除	課長級
		林業試験場	副場長 (追加)	4 級・5 級	副課長級
	県土づくり本部	土木事務所	土木調整監 (削除)	6 級・7 級 ⇒ 削除	課長級
	経営支援本部	首都圏営業本部	副本部長 (変更)	6 級～8 級 ⇒ 6 級	課長級・副本部長級 ⇒ 課長級
教育委員会	県立学校		事務主任 (追加)	係長級	
	中学校・小学校		事務主任 (追加)		

(2) 公安職給料表級別職務区分表

部 局	職名 (階級)	級	備考
警察本部	共通 (階級)	(警部) (追加)	
		課長補佐 (追加)	
		所長補佐 (追加)	
		隊長補佐 (追加)	
		場長補佐 (追加)	

警察本部			中隊長 (追加)	6 級	警部級
	警務部	総務課	渉外担当官 (追加)		
	生活安全部	生活環境課	生活経済事犯捜査共 助官 (追加)		
		地域課	航空担当官 (追加)		
		通信指令課	通信司令官 (追加)		
	刑事部	鑑識課	鑑識指導担当官 (追加)		
	交通部	交通企画課	交通事故分析官 (追加)		
	警察学校		校長補佐 (追加)		
警察署		課長 (追加)			

(3) 研究職給料表級別職務区分表

部 局			職 名	級	備考
知事	農林水産商 工本部	林業試験場	副場長 (削除)	4 級 ⇒削除	副課長級

(4) 医療職給料表 (二) 級別職務区分表

部 局			職 名	級	備考
知事	本庁		室長 (追加)	6 級・7 級	課長級
	健康福祉本 部	食肉衛生検 査所	副所長 (追加)	6 級・7 級	課長級

4 佐賀県職員の管理職手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成 27 年 4 月 1 日付けの組織改正等に伴い、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する。

(施行期日 平成27年 4 月 1 日 (食肉衛生検査所副所長については、公布日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用))

(改正内容)

○別表第 1

(1) 追加

組 織			職	区分
知事	本庁	統括本部	さが創生企画監	4 種
	現地機関	健康福祉本部	中央児童相談所長	4 種
地域生活リハビリセンター長			4 種	
地域生活リハビリセンター副所長			4 種	
食肉衛生検査所副所長			4 種	

(2) 変更

組 織			職	区分
知事	現地機関	農林水産商工本部	畜産試験場長	3 種 →2 種

		経営支援本部	首都圏営業本部副本部長（課長級特命事務掌理者以外） →首都圏営業本部副本部長	4種
--	--	--------	---	----

(3) 削除

組 織		職	区分	
知事	現地機関	農林水産商工本部	農林調整監	3種
		県土づくり本部	土木調整監	3種
		経営支援本部	首都圏営業本部副本部長（副本部長級）	2種
			首都圏営業本部副本部長（課長級特命事務掌理者）	3種

5 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成27年4月1日付けの組織改正に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する。
(施行期日 平成27年4月1日)

(改正内容)

期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の規定から、首都圏営業本部副本部長を削除する。

6 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部改正に伴い、平成27年4月1日から給料表が改定されることに伴う昇格時号給対応表の改定及び公安職の級別標準職務の見直しに伴う公安職給料表級別標準職務表の改定を行う。
(施行期日 平成27年4月1日)

(改正内容)

- (1) 公安職給料表級別標準職務表の6級の標準的な職務に「警察本部の特に困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務」を加えることとした。（別表第2関係）
- (2) 歯科技工士養成所に係る学歴免許等資格区分を定めることとした。（別表第17関係）
- (3) 平成27年4月1日以降の給料表に合わせ、昇格時号給対応表を定めることとした。（別表第28から別表第28の8まで関係）

7 平成26年改正県職員給与条例附則第6条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第4条の規定に基づく号給の調整について

制定内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例附則第6条及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例附則第4条に基づき、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について定める。

（適用期日 平成27年4月1日）

（制定内容）

切替日前（平成18年4月1日から切替日の前日まで）において昇格をした職員（給与決定上昇格をしたとされた者等を含む。）について、切替日前に行われた昇格が切替日に行われたとした場合の号給が、切替日における号給より有利な場合は、当該有利な号給をもって切替日における号給とすることができる。

8 地域手当に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）が改正され、医師等に係る地域手当の支給割合が改められたが、平成30年3月31日までの間における経過措置を人事委員会規則において定める。

（施行期日 平成27年4月1日）

（改正内容）

医師等に係る地域手当の支給割合を100分の15とすることとした。（附則第2項関係）

9 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号。以下「改正条例」という。）附則第7条の規定（給料表切替えに伴う経過措置）による差額相当分についても、農林漁業普及指導手当の算定基礎額とする。

（施行期日 平成27年4月1日）

（改正内容）

- (1) 改正条例附則第7条の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と同条の規定による給料の額との合計額をもって手当の月額を算定することとした。（附則第3項及び第4項関係）
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

10 災害応急作業等手当の運用について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内に新事務棟が完成したことに伴い、災害応急作業等

手当の支給対象となる作業の場所について、所要の改正を行う。

(適用年月日 平成27年4月1日)

(改正内容)

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業のうち、人事委員会が認める施設として「新事務棟」を追加することとした。

11 職員の採用選考について

佐賀県教育委員会から職員の採用選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・ 副本部長級 1名 (発令予定日 平成27年4月1日付)

12 職員の昇任選考について

佐賀県知事等から職員の昇任選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・ 本部長級3名、副本部長級8名、課長級42名 (計53名)
- ・ 発令予定日 平成27年3月31日付 2名、平成27年4月1日付 51名

	知事部局	議 会	監査委員会	人事委員会	海区漁調委	教育委員会	東工水	合 計
本部長級	2		1					3
事務	1		1					2
技術	1							1
副本部長級	6	1				1		8
事務	2	1				1		4
技術	4							4
課長級	34					8		42
事務	17					8		25
技術	17							17
合 計	42	1	1			9		53
事務	20	1	1			9		31
技術	22							22

13 職員の転任協議について

佐賀県知事及び教育委員会から職員の転任協議があり、その内容について説明し、協議に対して同意することを決定した。

【説明】

(知事部局)

- ・ 2名
- ・ 現業職員(行政技術員) ⇒ 行政職員
- ・ 発令予定日 平成27年4月1日付

(教育委員会)

- ・ 5名
- ・ 現業職員(学校技術員) ⇒ 学校事務職員、学校栄養職員
- ・ 発令予定日 平成27年4月1日付

14 佐賀県が行う公平委員会の事務の委任について

天山地区共同環境組合(以下「委託団体」という。)の公平委員会の事務が佐賀県に委託されることに伴い、知事から、地方自治法第180条の2の規定により、知事の権限に属する事務を本委員会に委任したい旨、協議を受けたことについて説明し、原案のとおり異存ない旨、回答することを決定した。

また、委託事務の管理及び執行に要する費用の負担の範囲及び方法について、委託団体と協議し、異存ない旨の回答がなされた場合は「委託事務の経費に関する協議書」を締結することを決定した。

【説明】

協議のあった委任事務は、本委員会が公平委員会の事務を処理するにあたり付随して生ずるものであり、行政能率の向上及びその一体性の確保という見地から、本委員会が処理することが適当であると認められる。

(協議のあった委任事務)

- 1 委託事務の管理及び執行に要する費用の負担の範囲及び方法の決定について
- 2 連絡会議の開催について
- 3 その他、委託事務の処理に関し必要な事項の決定について

15 平成26年(不)第1号事案に係る請求人からの求釈明への対応について

請求人の求釈明には応じない旨を請求人及び処分者あて通知することを決定した。

16 休憩時間一斉付与に係る規定除外に関する任命権者協議について

休憩時間一斉付与に係る規定除外について知事及び教育委員会から協議があり、その内容について説明し、適当である旨回答することを決定した。

また、休憩時間を一斉に与えないことができる職員の公署を以下のとおり定め、任命権者へ通知することを決定した。

- ・ 図書館
- ・ 有田窯業高等学校
- ・ 県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く)

17 事務局職員の人事異動について

平成27年4月1日付けの人事委員会事務局職員の人事異動について決定した。

○報告事項

1 2015 民間給与実態調査等に関する申し入れについて

佐賀県職員労働組合、佐賀県教職員組合及び自治労佐賀県本部の連名で、委員長あてに「2015年民間給与実態調査等に関する申し入れ」が提出されたことについて報告した。

2 準備手続調書について

平成26年（不）第1号事案に係る準備手続調書を作成し、写しを両当事者へ送付したことを報告した。

○その他

1 行事予定について